

輪島市監査公表第 15 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年10月16日

輪島市監査委員 渋 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年10月4日（金） 放送課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○ケーブルテレビ使用料の滞納については、滞納額削減を図るため悪質な滞納者と思われる家庭に訪問し、契約を打ち切る等を話し合いすることで、納入されると云う対応の成果の兆しが見え評価できる。引きつづき文書による督促・電話催告の徴収対策にも努め、滞納額縮減に向け業務に努められたい。今後も、魅力ある番組制作に努め、ケーブルテレビ加入促進につなげられたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

- ① ケーブルテレビ・インターネット使用料の滞納額について
滞納額の削減に向け、今後も、計画的に職員一丸となり取り組まれたい。